



資料編

01 計画策定の経緯

年	月 日	内 容
令和3年 (2021)	10月5日(火)	部長会議 ・第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画策定方針の決定
	10月29日(金)	第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託業者審査
	11月8日(月)	第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託業者選定に係るヒアリングの実施(3社)
	11月11日(木)	第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託業者決定
令和4年 (2022)	1月31日(月)～ 2月17日(木)	市民アンケート及び中学生、高校生アンケート調査の実施 ※中学生は2月2日(水)から、高校生は2月3日(木)から実施
	2月2日(水)～ 2月17日(木)	企業・団体アンケート調査の実施
	4月22日(金)	市長インタビューの実施
	5月20日(金)～ 6月20日(月)	第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画策定に係る施策調査シート作成(各課)
	7月1日(金)～ 7月19日(火)	観音寺市総合振興計画審議会委員公募
	8月23日(火)	第1回観音寺市総合振興計画審議会 ・委員委嘱 ・諮問 ・市民アンケート及び中学生、高校生アンケート調査結果の報告 ・後期基本計画(骨子案)の検討
	9月9日(金)～ 9月21日(水)	後期基本計画(素案)の確認及び校正(各課)
	10月19日(水)	観音寺市総合振興計画委員会 ・後期基本計画(素案)の検討
	11月2日(水)	第2回観音寺市総合振興計画審議会 ・委員委嘱 ・前期基本計画の達成度・進捗度の報告 ・後期基本計画(素案)の検討
	11月30日(水) ～12月5日(月)	後期基本計画(素案)の確認及び校正(各課)
	12月15日(木)	第3回観音寺市総合振興計画審議会 ・後期基本計画(素案)の検討
	12月26日(月)	観音寺市総合振興計画委員会 ・後期基本計画(素案)の検討 ・パブリック・コメントの実施について

年	月 日	内 容
令和5年 (2023)	1月5日～(木) 2月3日(金)	パブリック・コメントの実施
	2月15日(水)	部長会議 ・パブリック・コメントの結果報告
	2月20日(月)	第4回観音寺市総合振興計画審議会 ・パブリック・コメントの結果報告 ・答申(案)の検討
	2月22日(水)	パブリック・コメントの結果公表
	2月24日(金)	観音寺市総合振興計画審議会答申
	3月1日(水)	観音寺市総合振興計画委員会 ・後期基本計画の決定
	3月22日(水)	令和5年第1回観音寺市議会定例会(全員協議会)において報告

02 諮問書・答申書

(1) 諮問書

4 観企第 117 号
令和 4 年 8 月 23 日

観音寺市総合振興計画審議会 会長 様

観音寺市長 佐伯 明浩

第 2 次観音寺市総合振興計画後期基本計画の策定について（諮問）

観音寺市総合振興計画審議会条例（平成 18 年観音寺市条例第 3 号）第 1 条の規定により、第 2 次観音寺市総合振興計画後期基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

令和5年2月24日

観音寺市長 佐伯 明浩 様

観音寺市総合振興計画審議会
会長 石井 清満

第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

令和4年8月23日付け4観企第117号により諮問のありました第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画について、次のとおり答申します。

答 申

観音寺市総合振興計画審議会におきまして、令和5年度から令和9年度のまちづくりの施策を総括した第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画について、それぞれの立場や経験を基に慎重に審議を行った結果、下記の意見を附して答申といたします。

今後、市長におかれましては、下記の諸点に充分留意の上、後期基本計画に基づく施策を推進され、観音寺市の目指す将来像「みんなで奏でる“にぎわい やすらぎ”ときめき”の都市 ～元気印のかんおんじ～」の実現に努められるよう要望します。

記

- 1 本計画をまちづくり指針として、市民等と本計画を共有できるように、本計画の内容をわかりやすく、イメージしやすい方法で周知を図ることを推進されたい。
- 2 将来像の実現に向け、まちづくりプロジェクト及び各基本施策に基づく事業の実施にあたっては、各地域における課題や実情を十分に踏まえ、たうえで、的確な施策展開に努められるとともに、健全な行財政運営に努められたい。
- 3 本計画の推進にあたっては、コロナ禍やデジタル改革に代表されるような社会の突発的な変化を含め、社会情勢の様々な変化に十分配慮し、施策や事業の見直しを、適宜行うよう努められたい。
- 4 持続可能でより良い世界を目指す国際目標であるSDGsは、地域の諸課題を解決することにもつながることから、積極的に取り組み、持続可能なまちづくりに努められたい。
- 5 計画の達成度については、成果指標等を用いた客観的かつ合理的な方法で評価を行い、その結果により政策、施策のたゆまぬ見直しと改善を行うよう努められたい。

03 観音寺市総合振興計画審議会委員名簿

役職名等	所属名等	氏 名	備 考
会 長	観音寺市自治会連合会会長	石 井 清 満	
	公募	請 川 和 英	
副会長	国立大学法人香川大学法学部教授	金 宗 郁	
	公募	黒 田 ハルミ	
	観音寺市農業委員会会長	合 田 政 光	
	観音寺市人権擁護委員協議会副会長	小 山 利 幸	
	観音寺市社会福祉協議会常務理事・事務局長	田 中 靖	
	観音寺市大豊商工会副会長	土 田 実	
	観音寺市教育委員会委員	豊 嶋 起 公 子	
	観音寺市愛育会会長	中 西 久 美 子	
	公募	平 口 照 明	
	観音寺市女性団体連合会会長	藤 井 陽 子	
	観音寺市観光協会事務局長	藤 原 正 清	
	観音寺商工会議所会頭	守 谷 通	令和4年8月23日～ 10月31日
		藤 田 尚 靖	令和4年11月1日～
	観音寺市PTA連絡協議会会長	渡 邊 志 穂	



平成 18 年 3 月 30 日条例第 3 号

改正

平成 23 年 9 月 27 日条例第 17 号

平成 30 年 3 月 29 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、本市の総合振興計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議するため、観音寺市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、市教育委員会委員、市農業委員会委員、市内の公共的団体の役職員、識見を有する者及び公募により選出された者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは委嘱を解かれるものとする。

（会長及び副会長）

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、政策部企画課において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 27 日条例第 17 号）

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日条例第 5 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

05 観音寺市総合振興計画の策定及び実施に関する規程

平成 18 年 7 月 14 日訓令第 22 号

改正

平成 28 年 4 月 1 日訓令第 6 号

令和 4 年 4 月 27 日訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、観音寺市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定及び実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合振興計画策定の指針)

第 2 条 総合振興計画の策定に当たっては、国、県等の諸計画との整合性を図るとともに、本市の置かれている自然的、歴史的及び社会経済的諸条件に応じ、その特性を十分生かした効率的な行財政運営に資するよう配慮するものとする。

(総合振興計画の構成)

第 3 条 総合振興計画の構成は、次のとおりとする。

(1) 基本構想

本市の将来の都市像並びにこれを実現するための基本方針及び施策の大綱を示すもので、基本計画及び実施計画の基礎となるもの

(2) 基本計画

基本構想で定めた施策の大綱を具体化し、その目標達成のための基本的施策及び事業を総合的かつ体系的に示した計画で、実施計画の基礎となるもの

(3) 実施計画

基本計画で定めた基本的施策及び事業を実現するため、現実の行財政の中で実施する具体的な施策及び事業を示した計画で、毎年度の予算編成の指針となるもの

(総合振興計画の計画期間)

第 4 条 総合振興計画の計画期間は、次のとおりとする。

(1) 基本構想

10 年間とする。

(2) 基本計画

5 年間とする。

(3) 実施計画

3 年間とし、年度ごとに策定するローリングシステムとする。

(総合振興計画の区域)

第 5 条 総合振興計画の区域は、総合振興計画策定時における本市の行政区域とする。ただし、市民の日常生活圏の広域化に対応し、本市と隣接する地域との協力及び機能の分担等広域行政を必要とするものについては、関連区域をも計画の対象区域とする。

(委員会)

第 6 条 総合振興計画の策定及び実施を円滑に推進し、並びに総合振興計画に関する重要事項を検討、協議するため、観音寺市総合振興計画委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 市長、副市長及び教育長
- (2) 政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長及び教育部長

(専門部会)

第 7 条 委員会の所掌する事務のうち、部門別計画の策定などを処理させるため、委員会に専門部会を設置する。

- 2 関係部局長を部会長とし、部に属する課長級の職員をもって構成する。
- 3 部会長は、部会を招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

第 8 条 委員会及び専門部会の所掌する事務のうち、部門別計画の策定など専門的な事項を処理させるため、委員会に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、専門部会長が推薦する課長補佐級以下の職員をもって構成する。

(庶務)

第 9 条 委員会及び各部会の庶務は、政策部企画課において処理する。

(総合振興計画の決定)

第 10 条 総合振興計画は、市長が決定する。この場合において、基本構想については審議会に諮問するものとする。

(総合振興計画の実施)

第 11 条 各主管部課長は、実施計画を毎年度の予算に反映させ、計画目標の実現に努めなければならない。

- 2 各主管部課長は、毎年度終了後に実施計画の実施状況を政策部企画課を経て、市長に報告しなければならない。

(総合振興計画の改定)

第 12 条 市長は、総合振興計画の計画期間中において社会経済情勢の変化等により、総合振興計画と現実との間に著しく差異を生じたと判断したときは、速やかに総合振興計画策定と同様の手続により改定を行うものとする。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 14 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 6 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 27 日訓令第 8 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

06 市民・中学生・高校生アンケート調査結果

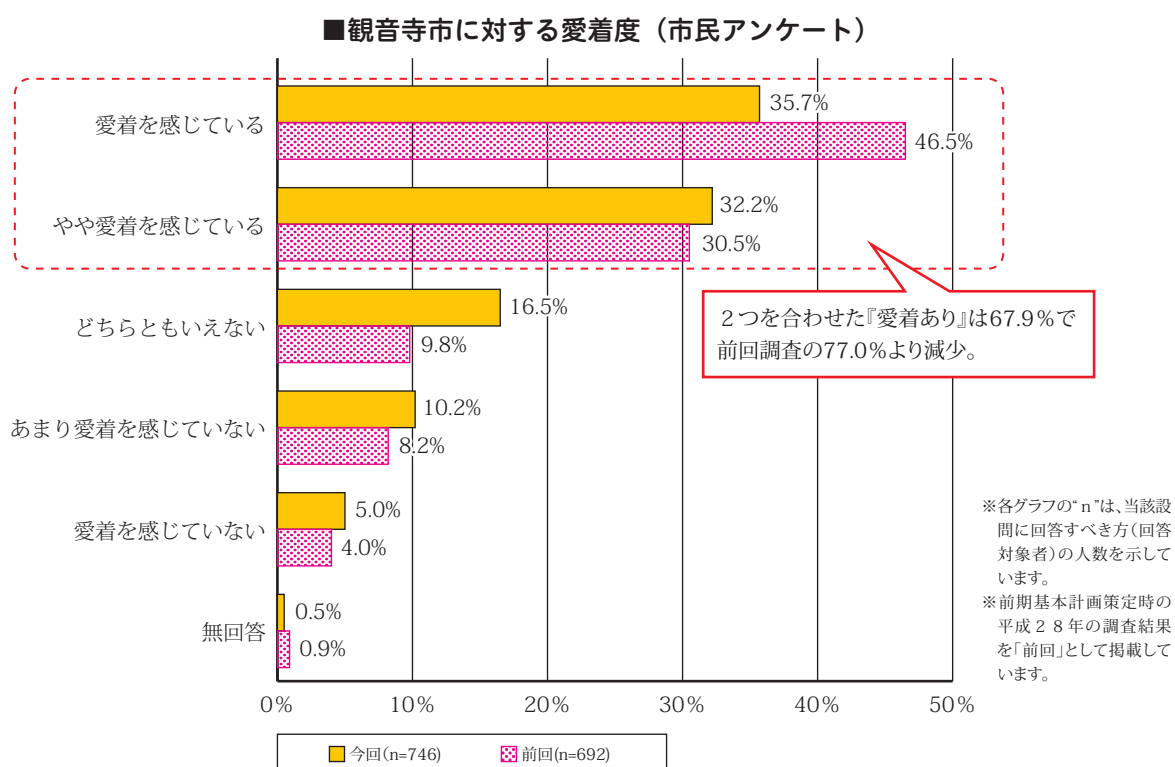
本計画の策定に向けて、市民の皆様が観音寺市に対して感じていること、考えていることを把握し、計画に反映することを目的として、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査の実施概要

調査	対象	実施時期・調査方法	回収数
市民アンケート調査	市内在住の18歳以上の市民2,000人	令和4年1月31日～2月17日 郵送による配布・回収 (Webによる回答も可能)	回収数：752票 有効票：746票 回収率：37.6%
中学生アンケート調査	市内在住の 中学2年生490人	令和4年2月2日～2月17日 Webによる実施 (一部学校で配布・回収)	回収数：434票 回収率：88.6%
高校生アンケート調査	市内の高等学校に通う 高校2年生488人	令和4年2月3日～2月17日 Webによる実施 (一部学校で配布・回収)	回収数：367票 回収率：75.2%

(2) 主な調査の結果

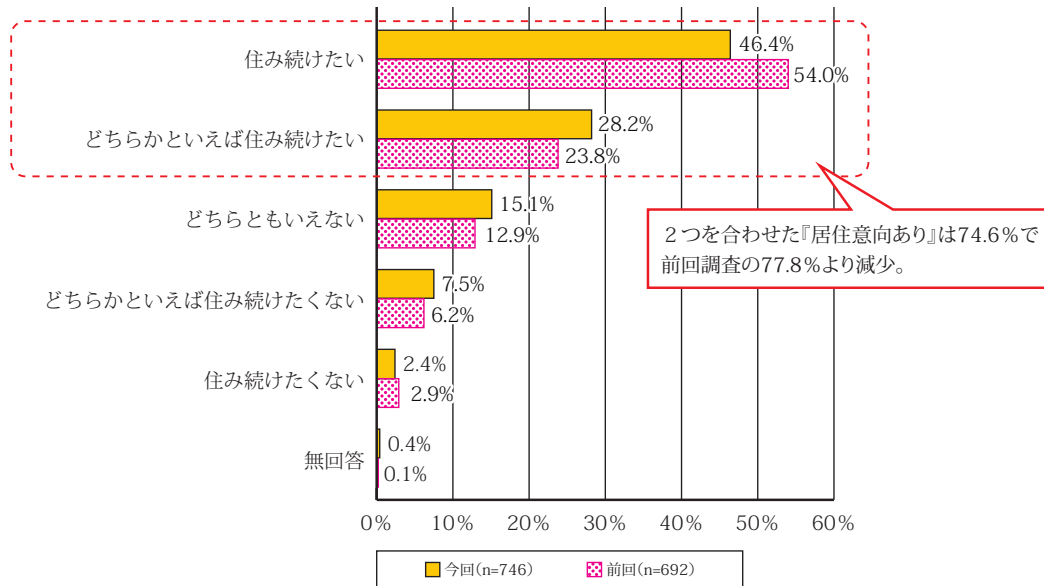
① 愛着度と定住意向について



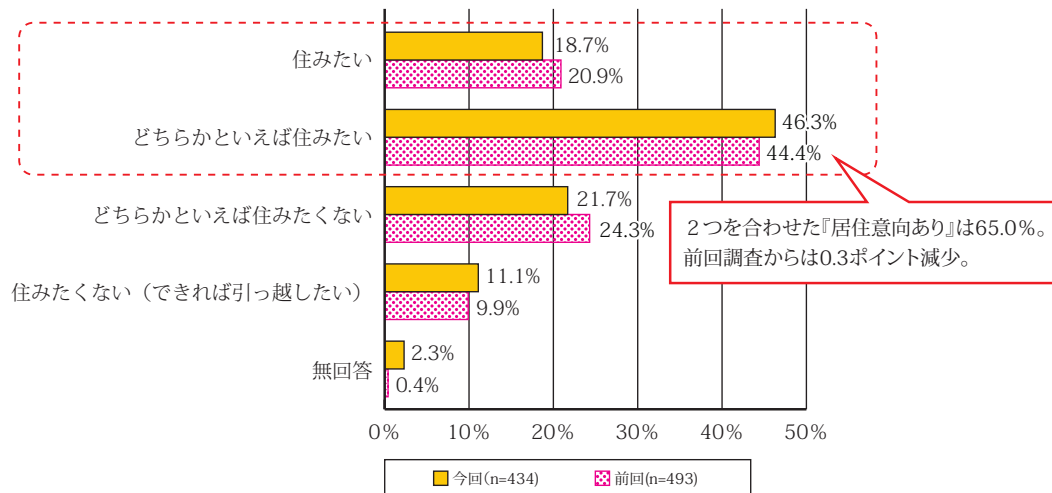
参考

- 中学生アンケート「とても好きだ」31.8%、「どちらかという好きだ」57.1%
- 高校生アンケート「とても好きだ」10.9%、「どちらかという好きだ」48.5%

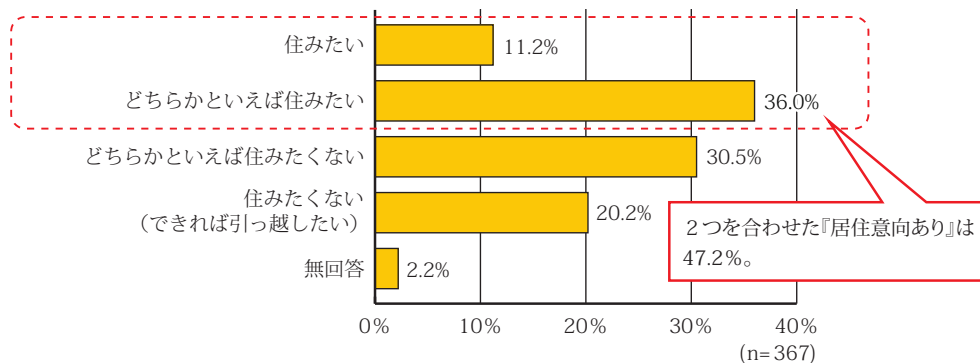
■今後も観音寺市に住み続けたいか（市民アンケート）



■将来、観音寺市に住みたいか（中学生アンケート）

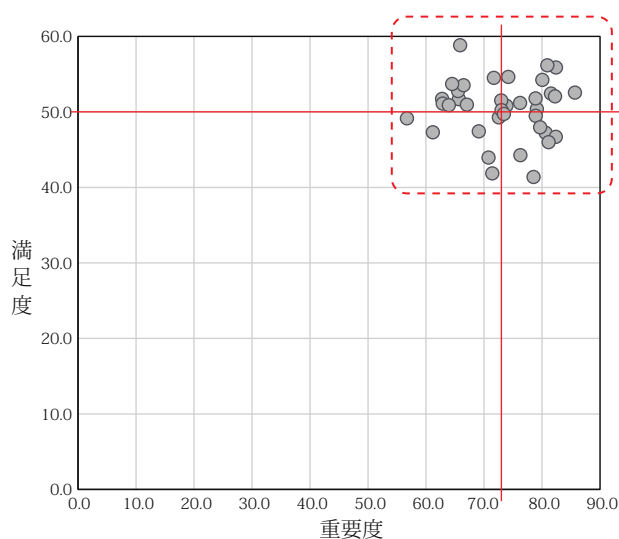
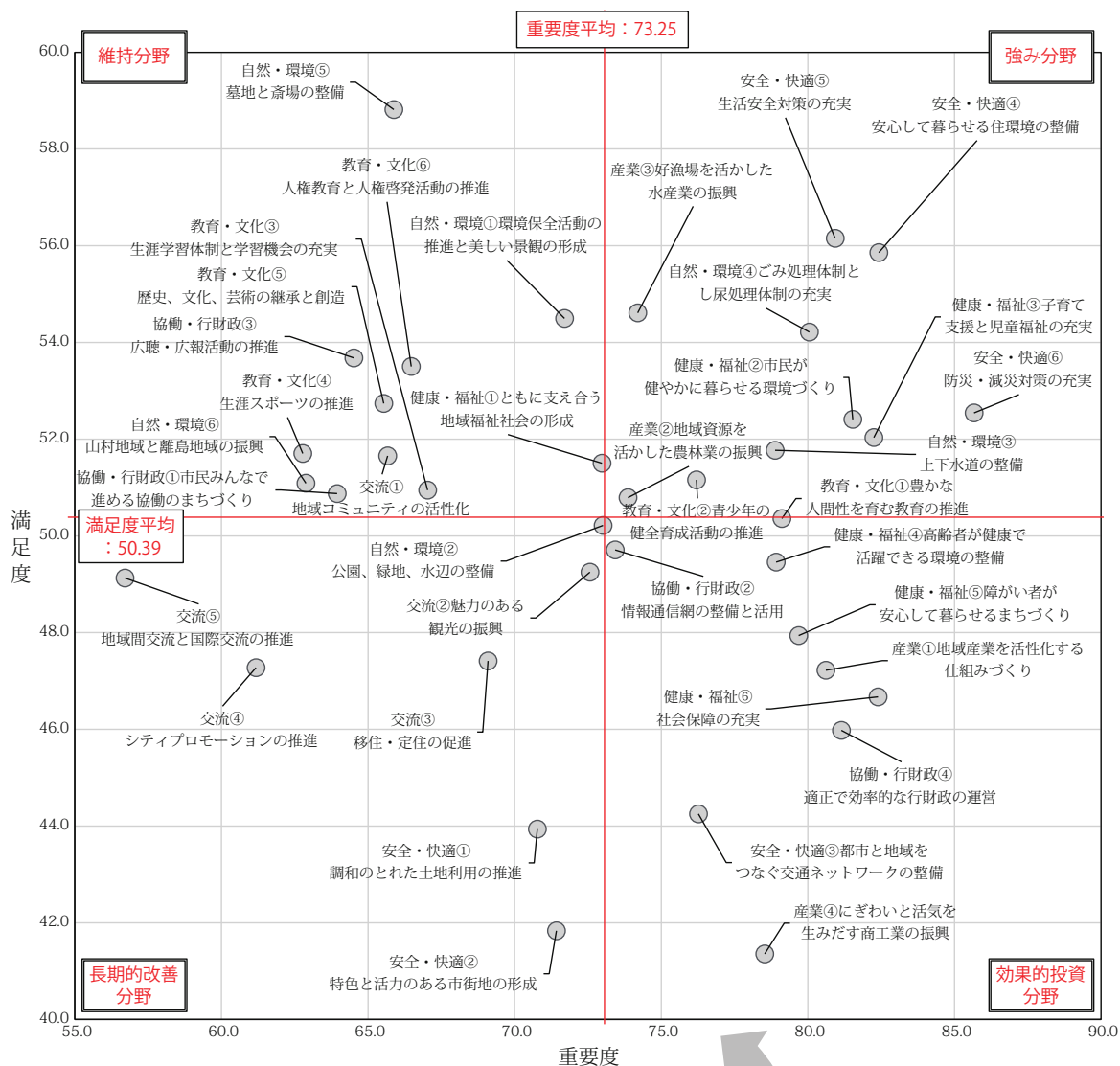


■将来、観音寺市に住みたいか（高校生アンケート）



②施策の評価について

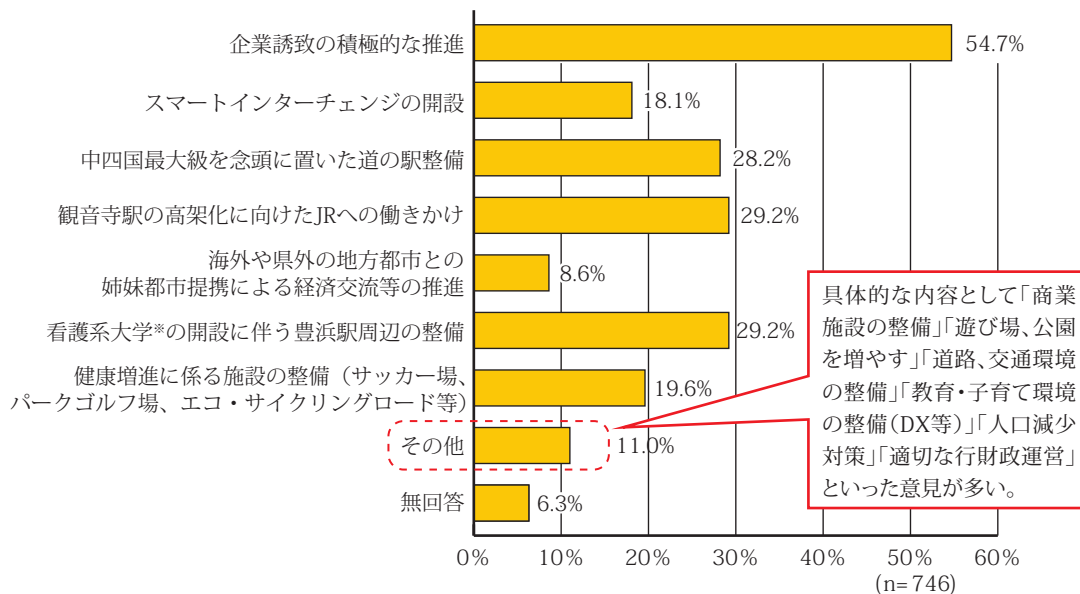
■第2次観音寺市総合振興計画前期基本計画の37の基本施策の重要度・満足度（市民アンケート）



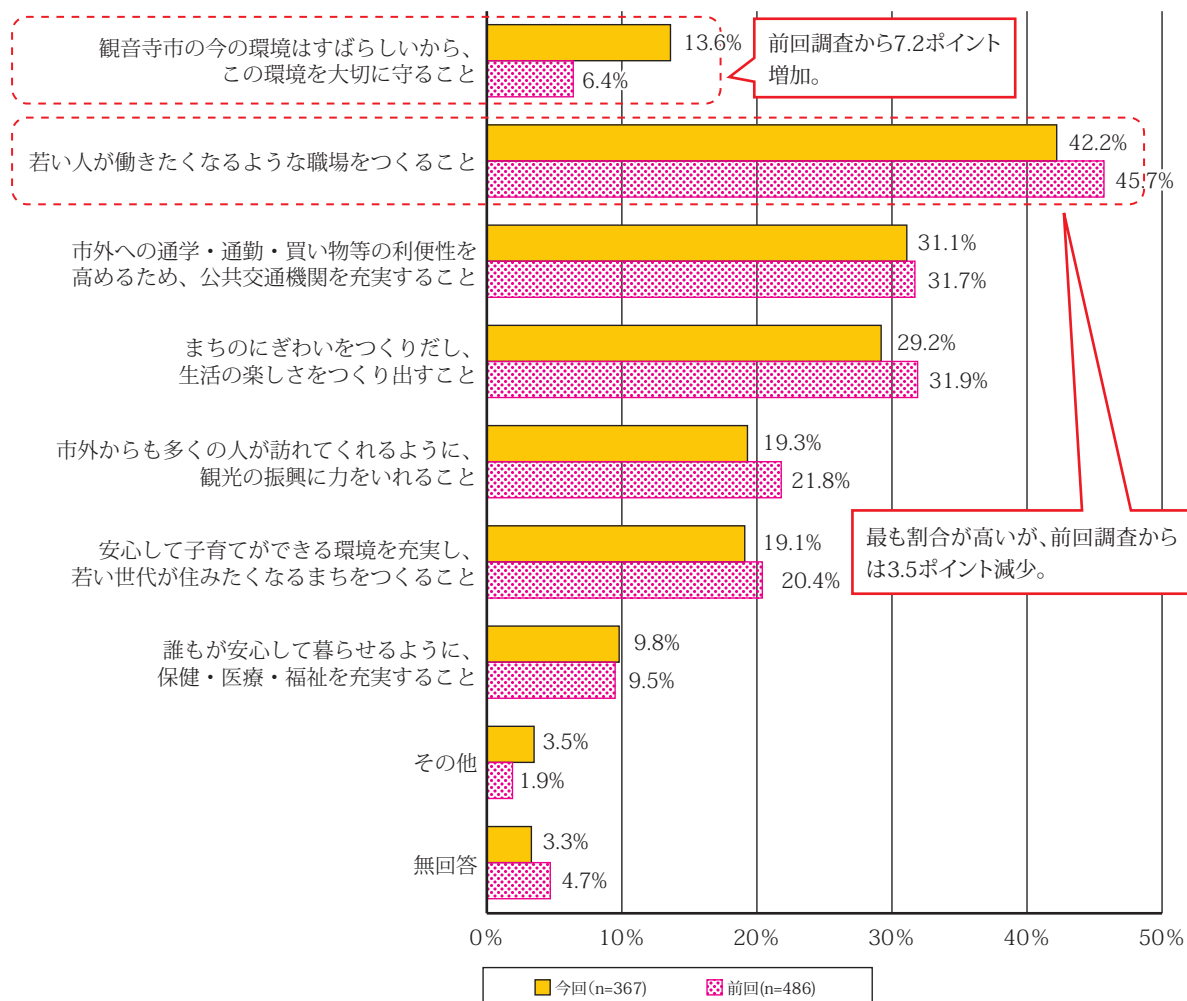
※強み分野は、満足度・重要度のいずれも相対的に高い基本施策
 ※効果的投資分野は、重要度は高いが満足度が相対的に低い基本施策
 ※維持分野は、満足度は高いが重要度が相対的に低い基本施策
 ※長期的改善分野は、満足度・重要度のいずれも相対的に低い基本施策

③今後のまちづくりについて

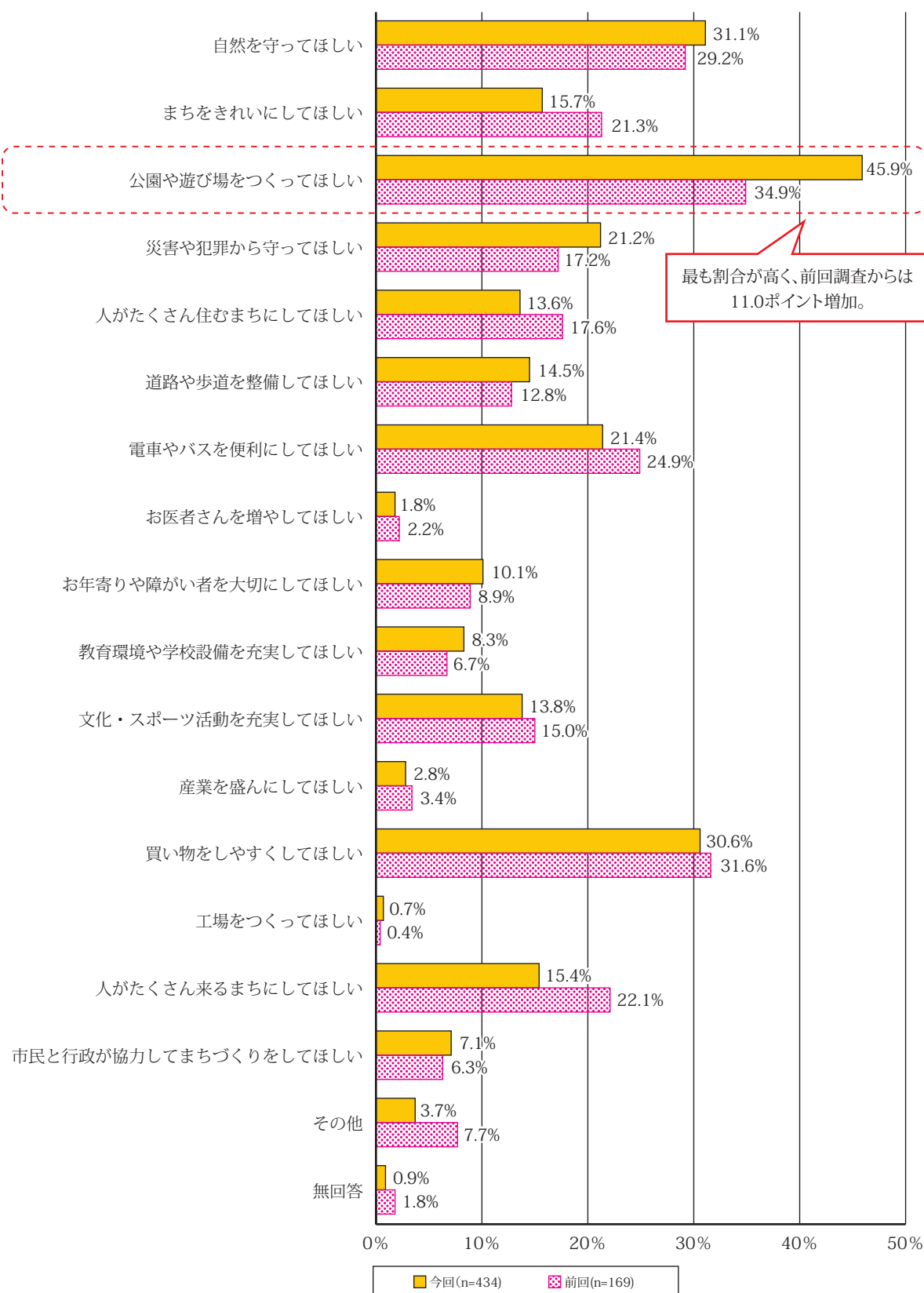
■今後のまちづくりに特に期待すること（市民アンケート）



■若い人が住みたいまちにするために、必要な取組（高校生アンケート）



■まちづくりで力を入れてほしいこと（中学生アンケート）



07 基本施策とSDGsの対応関係一覧

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
基本目標1 活力と魅力ある産業のまち						
1-1 地域産業を活性化する仕組みづくり		●				
1-2 地域資源を活かした農林業の振興		●				
1-3 好漁場を活かした水産業の振興		●				
1-4 にぎわいと活気を生みだす商工業の振興						
基本目標2 安全・安心で快適に暮らせるまち						
2-1 調和のとれた土地利用の推進						
2-2 特色と活力ある市街地の形成						
2-3 都市と地域をつなぐ交通ネットワークの整備			●			
2-4 安心して暮らせる住環境の整備						
2-5 生活安全対策の充実			●			
2-6 防災・減災対策の充実						
基本目標3 新たな交流を生むまち						
3-1 地域コミュニティの活性化						
3-2 魅力ある観光の振興						
3-3 移住・定住の促進						
3-4 シティプロモーションの推進						
3-5 地域間交流と国際交流の推進				●		
基本目標4 豊かな学びと文化を育むまち						
4-1 豊かな人間性を育む教育の推進		●		●		
4-2 青少年の健全育成活動の推進						
4-3 生涯学習体制と学習機会の充実				●		
4-4 生涯スポーツの推進						
4-5 歴史、文化、芸術の継承と創造				●		
4-6 人権教育と人権啓発活動の推進						
基本目標5 だれもがいきいきと暮らし続けられるまち						
5-1 とともに支え合う地域福祉社会の形成			●			
5-2 市民が健やかに暮らせる環境づくり			●			
5-3 子育て支援と児童福祉の充実			●	●		
5-4 高齢者が健康で活躍できる環境の整備			●			
5-5 障がい者が安心して暮らせるまちづくり						
5-6 社会保障の充実	●		●			
基本目標6 自然と共生した美しく快適なまち						
6-1 環境保全活動の推進と美しい景観の形成						
6-2 公園、緑地、水辺の整備						
6-3 上下水道の整備						●
6-4 ごみ処理体制とし尿処理体制の充実						
6-5 墓地と斎場の整備						
6-6 山村地域と離島地域の振興						
基本目標7 持続可能なまちづくりのための体制づくり						
7-1 市民みんなで進める協働のまちづくり					●	
7-2 情報通信網の整備と活用						
7-3 広聴・広報活動の推進						
7-4 適正で効果的な行財政の運営						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナシップで 目標を達成しよう
	●	●	●							
	●							●		
	●						●			
	●	●								
				●						
		●		●						
		●		●						
			●	●					●	
				●		●				
									●	●
	●									
			●	●						
	●		●						●	●
			●							●
				●					●	
				●						
				●						
	●			●						
	●			●						●
	●			●						●
	●		●	●						
			●	●						
●		●		●		●	●			
	●			●						
				●			●			
				●	●					
	●			●						
			●						●	
		●							●	●
									●	
									●	●

08 用語集

【あ行】

ICT (Information and Communication Technology) (初出：P69)

日本語では「情報通信技術」と訳され、従来の IT と同義ではあるが、ICT では人と人、人と物の情報伝達といったコミュニケーションがより強調されており、IT に代わる言葉として一般的に使われている。

青色防犯パトロール隊 (初出：P46)

青色回転灯を装備する自動車を使用し、ボランティアによって行う自主防犯パトロールのこと。

空き家バンク (初出：P27)

移住・定住を促進し、空き家の有効活用を図るため「物件所有者」と「利用希望者」との橋渡しをするための制度のこと。

アダプト・ア・パーク (初出：P61)

市民にとって身近な公共空間である都市公園などにおいて、地元自治会や学校、地元企業などのボランティアによって清掃などの美化活動を実施し、管理を行う公園のこと。

アンテナショップ (初出：P61)

大市場に設置し、消費者の反応から新たなトレンドを探ることを目的とした店舗のこと。販売目的ではなく情報の受発信を目的としていることからアンテナショップという。

EV (Electric Vehicle) (初出：P60)

電気自動車のこと。

SNS (Social Network Service) (初出：P16)

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

SDGs (Sustainable Development Goals) (初出：P3)

2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国連加盟 193 か国が 2016 年～ 2030 年の 15 年間で達成を目指す国際社会全体の 17 の開発目標のこと。

NPO (Nonprofit Organization) (初出：P18)

非営利の社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

エネルギー起源 CO₂ (初出：P62)

石炭や石油などの化石燃料を燃焼して作られたエネルギーを、産業や家庭が利用・消費することによって生じる二酸化炭素のこと。

LGBTQ (初出：P44)

Lesbian (レズビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー)、Questioning (クエスチョニング) の頭文字をとった言葉であり、性的少数者の総称のこと。

えるぼし (初出：P68)

「女性活躍推進法」に基づく認定制度で、行動計画の策定と策定した旨の届出を行った企業のうち、女性活躍推進の状況が優良な企業は厚生労働大臣の認定が受けられるというもの。

【か行】

介護予防サポーター (初出：P52)

高齢者の介護予防を地域で支えていくボランティアのこと。

かがわ女性キラサボ宣言 (初出：P68)

働きたい女性が安心して働き続けることができる環境づくりを通して、女性が活躍し発展する香川をつくるための第一歩として、女性活躍推進への取組を前向きに考えている企業などに、その内容を登録してもらうもの。

がんばれ観音寺応援隊 (初出：P41)

全国に向けて観音寺市の歴史、文化、自然、食など、魅力ある地域情報等をPRするボランティアサポーターの名称。

共助 (初出：P34)

近隣で互いに助け合うことをいい、自らを守る「自助」、国や自治体が手を貸す「公助」との比較で用いられる。

グリーンツーリズム (初出：P23)

農山漁村地域において、自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

グループホーム (初出：P58)

障がい者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う施設のこと。

ゲートウェイ (初出：P36)

出入口や玄関、門などを意味する言葉で、ここでは複数の交通ネットワークをつなぐ機能を指す。

公共下水道第2次ストックマネジメント計画 (初出：P64)

下水道施設全体の中長期的な施設の状況を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的、効率的に管理するための計画。

国民健康保険特別会計繰出金 (初出：P59)

国民健康保険制度を持続的・安定的に運営するための、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金のこと。

子育て支援センター (初出：P56)

子育て支援のための地域の総合的拠点で、相談や関係機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う場のこと。

子育て世代包括支援センター (初出：P52)

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

コンパクトシティ (初出：P30)

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られ、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市のこと。

【さ行】

災害時要援護者 (初出：P34)

災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、特に支援を必要とする人のこと。

産官学金 (初出：P5)

実効性の高い産業の活性化等を図る際に連携する主体を示す略称で、それぞれ、産（産業を担う企業）、官（国・県・市などの公共）、学（大学等研究機関）、金（地域企業と密接な関係にある金融機関）のこと。

COD (Chemical Oxygen Demand) (初出：P24)

海水などに含まれる被酸化性物質（主として有機物）を、酸化剤を用いて一定の条件のもとで酸化するときに消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したもので、有機物などによる水質汚濁の程度を示す。

自主財源 (初出：P73)

地方公共団体が自主的に収入しうる財源のこと。具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当する。

自主防災組織 (初出：P17)

自治会や小学校区等の単位で、住民が主体となつてつくる防災組織のこと。

実質公債費比率 (初出：P73)

一般財源の標準的な規模に対する公債費の割合のことで、地方自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。18%以上だと地方債を発行する際に国や県の許可が必要となる。

指定管理者 (初出：P44)

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO 法人、市民グループなど法人その他の団体に代行させること。

シティプロモーション (初出：P11)

都市としてのイメージや知名度を高めることにより、人や企業に「住んでみたい」、「ビジネスをしたい」と思われ、ひいては都市の活性化が図られることを目指し、地域が持つ様々な魅力（観光資源、文化、都市基盤など）を地域内外に、効果的かつ戦略的に発信しようとするための方策のこと。

シビックプライド (初出：P16)

都市に対する市民の誇りのことで、単に地域に対する愛着を示すだけでなく、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする当事者意識を伴う。

循環型地域社会 (初出：P60)

市民や事業者、民間団体と連携・協働し、ごみの削減やリサイクルなどを推進することで、資源を効率的に利用するとともに再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく地域社会のこと。

食育 (初出：P18)

食料の生産方法やバランスの良い摂取方法、食品の選び方、食卓や食器等の食環境を整える方法、さらに食に関する文化等、広い視野における食に関する教育のこと。

森林環境譲与税 (初出：P23)

平成 31 年 3 月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づく、市町村が間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てる税のこと。

水源涵養 (初出：P9)

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。さらに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

スプロール (初出：P9)

計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子のこと。一般に都市が発展拡大する場合、郊外に向かって市街地が拡大するが、この際に無秩序な開発が行われることをスプロール化と呼ぶ。

スマートインターチェンジ (初出：P3)

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC を搭載した車両に限定している。

3R (初出：P62)

リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化）のこと。

生活支援コーディネーター (初出：P51)

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のことで、「地域支え合い推進員」ともいう。

製造品出荷額等 (初出：P25)

年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計のこと。

成年後見制度 (初出：P51)

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人を不利益から守る制度のこと。

ゼロカーボン (初出：P62)

温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること（もしくは、その実現を目指すこと）。本市では令和4年3月1日に、2050年までに市域の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指す、ゼロカーボンシティ宣言を行った。

【た行】

脱炭素 (初出：P17)

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指すこと。

DX (Digital Transformation) (初出：P3)

進化したIT技術を浸透させ、人々の生活をより良いものへと変革させるという考え方のこと。

DMO (Destination Management Organization) (初出：P26)

自然、歴史、食、芸術、芸能、風習、風俗、観光施設など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同で観光地域づくりを行う法人のこと。

TMO (Town Management Organization) (初出：P26)

タウンマネジメント機関のことで、中心市街地におけるまちづくりをマネジメント（運営、管理）する機関のこと。

地域活動支援センター (初出：P58)

障がい者に創作的活動やレクリエーションなどを通じて活動や交流をする機会を提供する場所のこと。

地域共生社会 (初出：P51)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域ケア推進会議 (初出：P57)

保健、医療、福祉等の関係者が連携し、高齢者に関する地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた協議や政策立案を行う会議のこと。

地域包括ケアシステム (初出：P17)

高齢者等の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

地産地消 (初出：P18)
「地元生産・地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費すること。

地籍調査 (初出：P29)
国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について実態を明らかにするため、所在・地番・地目及び登記簿に記載された所有者の表示事項に関する確認と境界の測量及び面積の測定を行い、調査の結果に基づき地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)を作成すること。

デジタルデバйд (初出：P18)
インターネットやコンピューターを使える人と使えない人との間に生じる情報格差のこと。

出前講座 (初出：P34)
各事業を担当している行政職員等が、地域に出向いて、役所の仕事やまちづくり等の話をしたり、体験学習を行う講座のこと。

電子自治体 (初出：P69)
行政のあらゆる分野に情報通信技術を活用することにより、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。

登録型本人通知制度 (初出：P50)
登録者の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に郵送でお知らせする制度。

特定健康診査 (初出：P55)
生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドロームに着目し対象者(40歳～74歳)に実施する健康診査のこと。

特定保健指導 (初出：P55)
生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が実施する、生活習慣を見直すサポートのこと。

特別支援教育 (初出：P45)
障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育。

トップセールス (初出：P16)
行政府の首長などの組織の首脳が、自ら宣伝マンとなって売り込むこと。ここでは市長が都市の魅力や市の産品についての様々な機会を捉えた宣伝活動を行うこと。

【な行】

認知症サポーター (初出：P52)
認知症サポーター養成講座を受講した人のことで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のこと。

認知症初期集中支援チーム (初出：P52)
認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う専門職のチームのこと。

認知症地域支援推進員 (初出：P52)
認知症になっても住み慣れた環境で暮らし続けることができるように、認知症の人やその家族等をサポートする役割を持つ人のこと。

認定こども園 (初出：P18)
幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ、教育と保育を一体的に行う施設のこと。

【は行】

ハザードマップ (初出：P27)
自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所や避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

発達障害総合支援センター (初出：P58)
発達障がいへの支援ができる人材の育成や親への支援、地域の支援機関への助言、市民の方からの相談に応じるなど、発達障がいのある子どもや保護者に、日常生活で必要な支援を行うための拠点のこと。

バリアフリー (初出：P32)
高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

BOD（Biochemical Oxygen Demand） (初出：P62)
水の汚れを微生物が分解するときに使う酸素の量のこと。この酸素の量が多いほど、汚れがひどいことを表す。

ファミリー・サポート・センター (初出：P17)
地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。

フィルムコミッション (初出：P41)
映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関のこと。

フォローアップ研修 (初出：P52)
研修後に一定の期間が経過したタイミングで、研修の振り返りをし、問題点や改善点を確認した上で必要なスキルや知識を身に付けたり、目標設定をするための研修のこと。

賦課 (初出：P53)
国や自治体が税金などを特定の人（個人・法人）に割り当てて負担させること。

ふるさと納税 (初出：P73)
希望する自治体に寄附（ふるさと納税）した場合に、寄附額のうち一定の額まで、原則として所得税と住民税から控除される制度。

ほ場 (初出：P21)
農作物を栽培するための場所のこと。

【ま行】

マイナンバーカード (初出：P18)
日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれます）が持つマイナンバーが記載された顔写真付のカードのこと。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスに利用に使用できる。

【や行】

U/I ターン (初出：P36)
大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

ユニバーサルデザイン

(初出：P61)

文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異、障がい、能力の如何を問わずに利用することができる施設、製品、情報の設計（デザイン）のこと。

【ら行】

ライフライン

(初出：P17)

電気・ガス・水道・下水道の公共公益設備や、電話やインターネット等の通信設備、運輸などの物流や人の移動に用いる鉄道等の公共交通機関など、人々が日常生活を送る上で必須の諸設備の総称。

利子補給制度

(初出：P25)

中小企業者が経営の近代化を図るため融資を受けた場合に、市が予算の範囲内においてその融資に係る利子の一部を補助する制度のこと。

ローリング方式

(初出：P4)

中長期的な計画が経済・社会情勢の変化に弾力的に対応できるように、施策や事業の見直しを定期的に実施する運用手法のこと。

6次産業

(初出：P22)

当初は、農業や水産業などの第1次産業が食品加工、流通販売にも業務展開している経営形態を表していたが、現在は地域でそれぞれの産業が連携（1次×2次×3次）して取り組む形態も含んでいる。

【わ行】

ワンストップ

(初出：P20)

ある分野に関連するあらゆるサービスを、そこに一度立ち寄るだけですべて行えるようにするサービス形態のこと。行政においては、従来はサービスによって複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1か所で行えるようにすること。

【第2次観音寺市総合振興計画 後期基本計画】

■発行日／令和5年3月

■発行／観音寺市

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

TEL (0875)23-3917

URL <https://www.city.kanonji.kagawa.jp/>

■編集／観音寺市政策部 企画課



観音寺市
KAN-ONJI CITY